

事例番号:360056

原因分析報告書要約版

産科医療補償制度
原因分析委員会第三部会

1. 事例の概要

1) 妊産婦等に関する情報

初産婦

2) 今回の妊娠経過

妊娠 31 週 2 日 血圧 145/92-148/97mmHg

3) 分娩のための入院時の状況

妊娠 34 週 2 日

9:18 妊婦健診のため搬送元分娩機関を受診

9:31 血圧 180/117mmHg、尿検査で蛋白 3+、超音波断層法で胎児 推定
体重-2.3SD

12:10 妊娠高血圧腎症の重症型、胎児発育不全で妊娠終結が近い
ため母体搬送し当該分娩機関に入院

4) 分娩経過

妊娠 34 週 3 日

3:49 性器出血あり

4:00 下腹部痛あり

4:44 超音波断層法で胎盤後血腫および胎児徐脈を認める

5:03 常位胎盤早期剥離のため帝王切開により児娩出、子宮溢血所見
あり、胎盤はなかば娩出され後血腫や凝血塊を認める

5) 新生児期の経過

(1) 在胎週数:34 週 3 日

(2) 出生時体重:1500g 台

(3) 臍帯動脈血ガス分析:実施なし

- (4) Apgarスコア:生後1分1点、生後5分1点
- (5) 新生児蘇生:人工呼吸(バッグ・マスク、チューブ・バッグ)、気管挿管、胸骨圧迫、アトレチン注射液投与
- (6) 診断等:
出生当日 重症新生児仮死、生後1時間の動脈血ガス分析で pH 6.76、BE -34.1mmol/L
- (7) 頭部画像所見:
生後78日 頭部MRIで低酸素性虚血性脳症の所見を認める

6) 診療体制等に関する情報

<搬送元分娩機関>

- (1) 施設区分:病院
- (2) 関わった医療スタッフの数
医師:産科医2名
看護スタッフ:助産師1名、看護師1名

<当該分娩機関>

- (1) 施設区分:病院
- (2) 関わった医療スタッフの数
医師:産科医2名、小児科医4名、麻酔科医3名
看護スタッフ:助産師4名

2. 脳性麻痺発症の原因

- (1) 脳性麻痺発症の原因は、常位胎盤早期剥離によって胎児が低酸素・酸血症となったことであり、加えて出生後の児に徐脈が続いたことで低酸素・酸血症が遷延し低酸素性虚血性脳症を発症したことであると考ええる。
- (2) 妊娠高血圧症候群が常位胎盤早期剥離の関連因子である可能性がある。
- (3) 常位胎盤早期剥離の発症時期を特定することは困難であるが、妊娠34週3日の3時49分頃またはその少し前の可能性があると考ええる。

3. 臨床経過に関する医学的評価(2020年4月改定の表現を使用)

1) 妊娠経過

- (1) 搬送元分娩機関における妊娠30週0日までの管理は一般的である。
- (2) 妊娠31週2日に高血圧および胎児推定体重がやや小さめである状態で、3週間後に受診したことは一般的ではない。

2) 分娩経過

- (1) 妊娠34週2日の妊婦健診時に妊娠高血圧腎症の重症型、胎児発育不全があり妊娠終結が近いと判断し母体搬送としたことは一般的である。
- (2) 当該分娩機関入院後の対応(頻回のバイタルサイン測定、超音波断層法、血液検査、尿検査、分娩監視装置装着等)は一般的である。
- (3) 妊産婦の症状(性器出血、下腹部痛)および超音波断層法所見(胎盤後血腫、胎児徐脈)に対して、常位胎盤早期剥離のため帝王切開を決定したことは一般的である。
- (4) 帝王切開決定から18分後に児を娩出したことは適確である。
- (5) 胎盤病理組織学検査を実施したことは適確である。

3) 新生児経過

- (1) 新生児蘇生(バッグ・マスクによる人工呼吸、気管挿管、チューブ・バッグによる人工呼吸、胸骨圧迫)は概ね一般的である。
- (2) 当該分娩機関NICUへ入院としたことは一般的である。

4. 今後の産科医療の質の向上のために検討すべき事項

1) 搬送元分娩機関および当該分娩機関における診療行為について検討すべき事項

(1) 搬送元分娩機関

外来で高血圧があり胎児推定体重もやや小さめの場合、通常の妊婦健診よりも短い間隔で受診とすることが望まれる。

(2) 当該分娩機関

なし。

2) 搬送元分娩機関および当該分娩機関における設備や診療体制について検討すべき事項

(1) 搬送元分娩機関

事例検討を行うことが望まれる。

【解説】 児が重度の新生児仮死で出生した場合や重篤な結果がもたらされた場合は、その原因検索や今後の改善策等について院内で事例検討を行うことが重要である。

(2) 当該分娩機関

なし。

3) わが国における産科医療について検討すべき事項

(1) 学会・職能団体に対して

常位胎盤早期剥離は、最近の周産期管理においても予知が極めて困難であるため、周産期死亡や妊産婦死亡に密接に関与する。常位胎盤早期剥離の発生機序の解明、予防法、早期診断に関する研究を推進することが望まれる。

(2) 国・地方自治体に対して

なし。